

連帯保証人の破産手続開始後、主債務者から一部弁済

当社は、主債務者A、連帯保証人Bの貸金債権1000万円を有していますが、連帯保証人Bが、破産手続開始の申し立てをいたしました。連帯保証人Bの破産手続開始後、当社は主債務者Aから弁済を受け債権の一部を回収しました。主債務者Aからの回収は連帯保証人Bに対する破産手続にどのように影響するのでしょうか。

1. 連帯保証人の破産

連帯債務、連帯保証等のように多数の債務者がおり、そのうちの1人の破産手続が開された場合の債権者の参加については、破産法104条に規定しています。

破産法104条1項は、「数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは1人について破産手続開始決定があったときは、債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額についてそれぞれの破産手続に参加することができる。」と規定しています。

主債務者と連帯保証人の関係は「数人が各自全部の履行をする義務を負う場合」にあたり、当社は、主債務者Aについて延滞や破産等期限の利益を喪失させる事情がなくとも、連帯保証人Bについて破産手続開始決定があったときは、連帯保証人Bの破産手続開始決定時において有する債権の全額について、連帯保証人Bの破産債権者として破産手続に参加することができます。

2. 破産手続開始後の弁済等

連帯保証人Bの破産手続開始後、主債務者Aからの一部弁済による一部回収等主債務者Aに対する債権額に変化がある場合については、破産法104条2項が規定しています。

破産法104条2項は、「前項の場合において、他の全部の履行をする義務を負う者が破産手続開始後に債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為（以下この条において「弁済等」という。）をしたときであっても、その債権の全額が消滅した場合を除き、その債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額についてその権利を行使することができる。」と規定しています。

主債務者Aからの回収により、主債務の額が減少しているのですから、連帯保証人Bに対する破産債権額も減少すると考えてもよさそうですが、破産法104条2項により連帯保証人Bに対する破産手続において、債権の全部が消滅した場合でなければ、債権者は破産手続開始の時において有する債権の全額について権利を行使できます。

最高裁判所昭和62年6月2日判決は、破産手続における連帯保証人等に対する債権の取扱いについて明文の規定を欠いていた旧破産法時代の判決ですが、上記のような取扱いとする理由として、以下のとおり判示しています。

「(旧)破産法24条によれば、数人の全部義務者の全員又は一部の者が破産宣告を受けたときは、債権者は破産宣告の時に有した債権の全額について、各破産財団に対して

破産債権者としての権利を行うことができるのであるから、破産宣告時の債権の全額を破産債権として届け出た債権者は、破産宣告後に全部義務者から当該債権の一部の弁済を受けても、届出債権全部の満足を得ない限り、なお右債権の全額について破産債権者としての権利を行使することができるものと解される。」

そして、その理由を以下のとおり判示しています。

「けだし、同項が債権の一部を弁済したにすぎない全部義務者において直ちに届出債権額に対する弁済額の割合に応じて債権者の権利を取得する旨を定めたものと解すれば、債権者が届け出債権全部の満足を得られない場合にも、残債権につき履行する義務を負っている右全部義務者が前記の割合に応じて債権者の権利を取得し破産債権者としての権利を行使しうることとなり、債権者を害する結果となって妥当でないからである。」

破産法104条2項の趣旨は、債権者を害することを防止することにあるので、債権者が現実に未回収の債権額を超える配当を受領することを許容するものではありません。したがって、届出債権全額に対する配当の結果、現実の未回収額を超えることになれば不当利得となり、その分は返還しなければなりません。

3. 複数の債権を有する場合

債権者が同一債務者に対し複数の債権を有する場合に、破産法104条2項にいう「債務の全額が消滅した」とは、1口ごとの債権についての全額消滅とみるか、複数の債権合計額についての全額消滅とみるかが争われた事例があります。

事案は、債権者が破産者に対し5口の債権を有し、その担保として物上保証人が土地建物の共有持分に抵当権を設定していたところ、破産手続開始後、土地建物を任意売却して得られた代金により、破産者に対する債権のうち3口の債権の遅延損害金、利息及び元本全額にあたる金額を弁済したが、2口の債権は残ったというものです。

この事案について、最高裁判所平成22年3月16日判決は、破産手続開始の決定後に物上保証人が複数の被担保債権のうち一部の債権につきその全額を弁済した場合に、複数の被担保債権全部が消滅していなくても、上記の弁済にかかる一部の債権については、「その債権の全額が消滅した場合」に該当し、債権者は、破産手続において当該債権につき権利を行使することができないものというべきであると判示しました。

複数の債権のうちいずれかの債権の全額弁済があれば、弁済された債権については、「その債権の全額が消滅した場合」に該当することになるとの判断が示されたものです。

4. 本件の場合

連帯保証人Bの破産手続開始後に、当社が主債務者Aからの弁済により債権の一部回収をしたとしても債権全額の消滅ではありませんから、連帯保証人Bに対する破産手続には影響がありません。